

平成 29 年度第 1 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 29 年 9 月 15 日 (金)

15 : 00 ~ 16 : 06

場所 盛岡地区合同庁舎 講堂 C

平成 29 年度第 1 回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 15:00~16:06

2 開催場所 盛岡地区合同庁舎 講堂 C

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 会長 久保 榮子 委員 鷹 背 文 昭 委員

三上 邦彦 委員 室井 麗子 委員 酒井 久美子 委員

今西 界雄 委員 新宮 由紀子 委員 福士 晴美 委員

[県]

佐藤総務部長 松本法務学事課総括課長 岡部私学・情報公開課長

高橋主任主査 平澤主査 横田主事 中尾主事 半田主事

4 欠席者

須山 通治 委員

5 署名委員

鷹 背 文 昭 委員 酒井 久美子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○高橋主任主査

ただいまから、平成 29 年度第 1 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の高橋でございます。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○高橋主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。本日は、須山委員が欠席されております。委員 10 名中、9 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、佐藤総務部長から御挨拶申し上げます。

3 挨拶

○佐藤総務部長

平成 29 年度第 1 回岩手県私立学校審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいております。深く敬意を表するところです。

また、本年 5 月末日をもって小野寺佳代子委員が辞任されましたことから、学校法人スコール 盛岡スコール高等学校長の酒井久美子先生に審議会委員への御就任をお願いしたところ、御快諾をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、甚大な被害をもたらした東日本大震災津波の発災から 6 年 6 か月が経過いたしました。

県では、本年度から平成 30 年度までの 2 年間で「さらなる展開への連結期間」として、第 3 期復興実施計画を策定し、復興事業の総仕上げを視野に、復興の先も見据えた地域振興にも取り組みながら、復興を推進していくこととしております。

平成 31 年度には、ラグビーワールドカップ 2019™が日本で開催され、釜石市もその会場となることから、復興の姿を国内外に発信する絶好の機会となっております。委員の皆様方にも御理解のもと、関係方面への働きかけなどについて、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、復興と並ぶ課題である「ふるさと振興」については、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」の 3 つの柱に基づく施策を重点的かつ着実に推進していくこととしています。

今申し上げた「復興」と「ふるさと振興」を進めるためには、本県の未来を担う人材の育成が極めて重要であり、私学教育に期待される役割はますます大きくなっているものと存じます。

県といたしましては、私立学校の教育水準の維持・向上を図り、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育を推進するため、各種私学助成等を通じて、未来を担う子どもたちの教育環境の整備に努めてま

いりたいと考えております。

本日の審議会では、継続審議案件であります中学校の設置認可ほか、3件について御審議いただくこととしております。

委員の皆さまには、本県の私立学校教育の充実のため、専門的、大局的な見地から御審議を賜るようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。本日は、よろしくお願い申し上げます。

4 委員紹介

○高橋主任主査

続きまして、委員の辞任に伴い、委員に異動がございましたので、岡部私学・情報公開課長から御紹介申し上げます。

○岡部私学・情報公開課長

私学・情報公開課長の岡部でございます。本年5月31日を持ちまして、前任の小野寺佳代子氏が岩手県私学審議会委員を辞任されました。本年、7月1日付けで、学校法人スコール 盛岡スコール高等学校校長の酒井久美子様へ委員に御就任いただいたところでありますので、御紹介させていただきます。酒井 久美子委員でございます。

次に、事務局職員に異動がありましたので、紹介いたします。佐藤博総務部長でございます。

松本淳法務学事課総括課長でございます。

5 議 事

○高橋主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、佐藤会長をお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名

○佐藤会長

まず、最初に議事録の署名委員の指名ということで、当職から指名させていただきますが、議席番号4番の鷹背委員と議席番号7番の酒井委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当審議会の会議は原則公開となっておりますが、これは、「審議会等の会議の公開に関する指針」という県の指針があり、この中で非公開事由に該当する場合は非公開とされていますが、本日の審議内容からして非公開の自由には該当しないということで、今回は公開することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それでは、本日の会議は公開ということで進めさせていただきます。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、県のホームページに掲載されることとなっておりますので、念のため申し伝えます。

(2) 諮問事項の審議

議案第1号 中学校の設置認可について

学校法人龍澤学館 盛岡中央高等学校附属中学校（盛岡市）

○佐藤会長

それでは、諮問事項の審議に入ります。諮問事項が今日は3件ございます。まず、議案第1号、中学校の設置認可について審議します。それでは、事務局から説明をお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

議案第1号盛岡中央高等学校附属中学校の設置認可申請について、御説明いたします。資料は1ページをお開き願います。

今回の申請の概要でございますが、申請のありました学校は、学校法人龍澤学館が設置いたします盛岡中央高等学校附属中学校でございます。なお、今回お諮りする内容につきましては、平成28年7月に開催いたしました私立学校審議会において、設置計画案について御了承いただいたもので、今回は、設置認可申請について御審議いただくものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

盛岡中央高等学校附属中学校の位置は、盛岡市みたけ、盛岡中央高等学校と同じ敷地内でございます。開設の時期は、平成30年4月1日を予定してございます。設置の目的は、学校法人龍澤学館の建学の精神である「独立進取・研鑽努力」に基づき、「より質の高い確かな学力」や「世界に情報発信できる能力」、「やさしい心、豊かな感性、たくましく生きる力」を育成するための様々な教育を実践する中で、「誇りある矜持を持つ日本人」を育成することを目的とするものでございます。収容定員は、1学年当たりの定員は2学級70人で、総定員は6学級210人でございます。中学校設置基準では、「1学級の生徒数は40人以下」と規定されており、その基準を満たすものでございます。教職員数は、教職員は3か年に亘り、段階的に採用を進める計画としており、それぞれの年度における教員数は、いずれも設置基準の規定である「1学級当たり1人以上」の基準を満たすものでございます。

次に、資料の2ページを御覧願います。

施設の概要でございますが、まず、校舎敷地については、盛岡中央高等学校と同じ敷地であり、法人が所有するものでございます。また、屋外運動場については、その敷地内に、設置基準である3,600㎡を満たす運動場を確保しており、高校と共用で使用する計画となっております。

次に、校舎でございますが、平成26年度で学科廃止された自動車工学科が従来使用していた自動車整備場と車検場を取り壊し、その跡地に、普通教室3室や図書室、保健室及び事務職員室などを備えた

新校舎を建設してございます。

また、従来までは自動車実習棟として使用しておりました施設について、音楽室や美術・技術室を備えた校舎に改修し、中学校校舎として使用することとしてございます。

その他、高等学校本校舎の3つの教室を、中学校の普通教室として活用するとともに、高校本校舎にございます理科教室と家庭科教室を、高校と共用で使用する計画としてございます。

以上、高等学校との共用部分を含めた中学校校舎部分の総面積は2,390.46㎡と、設置基準である1,620㎡以上の要件を満たすものであり、その状況につきましては、教室の配置等を含め、8月28日の実地調査の際に確認してございます。

次に、校具・教具等についてですが、机、椅子を始めとした各種校具のほか、各教科に必要となる各種教具について、8月28日に実地調査を実施し、配備状況について確認いたしました。未納の状況にあった校具、教具及び図書につきましては、関係書類により業者に発注済みであることを確認しており、未納の状況のものについては、9月下旬頃には納品される予定となっていると伺っております。

次に、収支予算についてでございますが、開設予定年度である平成30年度は、収入の部として、生徒等納付金や補助金収入など合計で8,281万5千円を見込んでおり、支出の部として、人件費や教育管理経費など合計で8,281万5千円を見込んでおります。

平成31年度につきましては、収入の部として生徒等納付金や補助金収入など合計で1億2,337万9千円、支出の部として、人件費や教育管理経費など合計で1億2,337万9千円を見込んでおり、収支の均衡が保たれたものとなっております。

以上のことを踏まえ、県としましては、今回の中学校の設置認可申請は妥当であると考えておるところでございます。

なお、昨年7月に開催されました審議会におきまして、盛岡中央高等学校附属中学校の設置計画の御了承をいただきました際に、2つの意見が付されたところでございますので、その状況についても改めて御報告したいと思います。

1つ目でございますけれど、「県は、盛岡中央高等学校に対し、定員超過の是正を強力に指導すること」、2つ目、「県は、定員超過の場合の補助金減額措置について、制度の見直しを図ること」との附帯意見をいただいていたところです。

前回、3月に当審議会を開催した際にも御報告申し上げましたが、繰り返しとなりますけれども、御報告申し上げます。

まず、附帯意見の1点目、「定員超過の是正指導」につきましては、昨年8月8日に学校法人龍澤学園に対しまして、当審議会での協議内容について直接伝達いたしまして、定員超過に関し口頭指導を行いました。昨年10月19日には学校法人に対しまして、文書で指導し、「定員超過改善計画」の提出を求め、これを受け、同年11月18日に学校法人から改善計画の提出がなされたところでございます。

次に、附帯意見の2点目、「補助金減額措置」につきまして御説明いたします。

昨年10月17日付けで、私立学校における人件費や教育管理経費等の経常的経費に対する補助金であ

ります「私立学校振興費（運営費）補助金」の事務取扱要領を一部改正いたしまして、補助金の配分方法の見直しを実施したところでございます。具体的見直し内容につきましては、補助金の算定区分に、学校の定員遵守状況に応じた「定員遵守状況割」という部分がございますが、実生徒数が定員の1.1倍を超過した場合は、当該区分の補助金は配分しない扱いとしたものでございます。

さらには、実生徒数が定員の1.3倍を超過した場合は、その超過した人数に、当該年度の一人当たりの補助金単価を乗じた額を、運営費の全体額から減額する扱いを新たに設けたものでございます。

この改正につきましては、本年度から、1学年から順次、学年進行で適用され、平成31年度に完全実施するという進め方でございます。

以上、御説明してきましたとおり、県といたしましては、当審議会の御意見等を踏まえ、措置を講じてきたところでございます。

また、先に学校法人から提出がありました定員超過改善計画においては、「定員遵守に向けた入試制度、合否基準を見直し、定員超過が起らないように改善を図る」とし、志願者数、合格者数を大幅に減少する計画となっております。

次に、盛岡中央高等学校の全日制課程の平成29年度の入学者数の状況について御報告申し上げます。本日お配りしました報告資料を御覧願います。平成29年度入学者でございますが、入学定員240人に対しまして、入学者数は273人、定員充足率が113.8%となり、一定の改善が図られたという状況でございます。参考までに今年度の在籍者数を載せてございます。

県といたしましては、今後においても、定員遵守に向けた指導を徹底し、また、状況に応じて更なる補助金制度の見直しを図るなどの対策により、定員超過の解消に努めて参りたいと考えてございます。

盛岡中央高等学校の定員超過の解消に向けた取組についても御説明申し上げましたが、今回の盛岡中央高等学校附属中学校の設置認可申請に関しましては、申請内容は、設置基準を満たすものでありますことから、県といたしましては認可相当であると考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

事務局から詳しく説明がございましたが、御質問等ございますか。

これは、いま事務局からお話がありましたように、昨年からの経過があるわけですが、それを踏まえたうえでの提案ということになっておりますけれど、いかがですか。

御意見でもよろしいですが、もし、あれば。

○三上委員

今回は龍澤学館の中学校の認可申請ということですが、盛岡中央高校の全日制の入学者の状況について、改善が見られたということでございましたが、数字的には113.8%ということになっていて、入学定員240名に対して273名なので、33名の超過ということになり、これは何年かの動きの中で、昨年度はかなり超えたということでございます。今年度はこういう数字になっておりますけれど、今度は中

高一貫の高校として進めていくということになっていると思います。1学年、計画の中では70人定員でいって、おそらく、この1年生が2年、3年となって、そのままの数字ではないと思いますが、今の入学定員の部分をそのまま生かすとすれば、入学定員240人中、何人分くらい、70人くらいでしょうか、ある程度、人数分は確保ということになり、その辺の部分では中高一貫という目的は果たすと思いますけれど、空きの枠の中で入学者を募集するということになります。その辺の部分で中高一貫の基本的な考え方については、様々な教育の取組がありますし、かなり進められているような部分だと思いますけれど、いわゆる定員の枠のところでの将来的な見込みのところ、今回、かなり頑張っただけで入学者を減らしたってところではあります、その辺、見込みも含めてどれくらい考えていらっしゃるかなというところが聞きたいところです。

○岡部私学・情報公開課長

委員からお話がありましたことにつきましてですが、附属中学校から中央高校に上がるという、中高一貫というお話がございましたけれども、現時点におきましては、前回も御説明申し上げましたが、中高一貫教育校というような形ではなくて、進みたい方は中央高校に、県立を受けたい方は県立を受けていいというようなことになってございます。そのまま、中学校の生徒さんが高校に入られた時のことも考えなければならぬとは思いますが、そういったところで今の時点では考えているということでございます。いずれ、定員遵守につきましては、そういった中学校ができるということもありますが、高校の定員は遵守していくというところで、志願者、合格者というところの調整を図っていただくということになるかと考えてございます。

○佐藤会長

ほかに、何かありませんか。

今のは、定員がオーバーすればどうかというのはもちろんフォローしていくということですし、もう一つは、昨年度、附帯意見といいますか、私どもの審議会のほうから申しあげた、例の補助金の削減の措置が、かなり厳しい状況にありますから、超えた分については、かなり減額されるということ、それが一つのブレーキ材料にはなるだろうということです。

○三上委員

前年度の意見については、全国レベルで、その補助金の部分については、示されたということはわかりました。

○佐藤会長

一つ意見がありましたけれども、今回認可されればオーケーだということではなくて、これは、定員遵守というのは、強く、行政側のほうからも指導を徹底してほしいと、こう思います。

今日、須山委員が欠席されていますが、意見か何か聞いていますか。

○岡部私学・情報公開課長

須山委員から、御意見をいただいております。

「生徒の学習環境を確保することは教育の第一義でありまして、学校には、生徒の学習権の確保の観点から定員はしっかり遵守していただきたい。」との御意見がございました。

○佐藤会長

今の、三上委員の御意向と同じような御意見ですね。その辺は審議会としても、ぜひ行政のほうでは、徹底してフォローしておいてほしいと、こういうふうに思います。

意見、何かありませんか。

○鷹鷲委員

以前、県立の附属中学校を立ち上げたときに携わった経緯がありますので、ちょっと、そういう観点からお尋ねして、大丈夫だとは思いますが、確認したいのですが、高校のほうといろいろな施設を共用して実施していくということで、効率よく組み合わせてやっていくと思うのですが、中学校のほうの部活動ですね、それはどういうふうな方向でやっていくのか、実は一関第一高校附属中学校を立ち上げる時に、同窓会とか野球部のOB会とか、大変お叱りを受けた経緯があります。体育館を作るとしてもなかなか財政的に厳しいということで、共用してやりましょうという話をしましたが、全く、中学校の段階と高校の段階では指導内容が違うのではないかと、あるいは、どうやって一緒にミックスしてやるのかということですね、かなり負担になるのではないかと御意見をたくさんいただいた記憶がございます。同じ法人の中でやるので大丈夫だと思いますけれど、そこは大丈夫でしょうか。

○岡部私学・情報公開課長

部活動のことにつきましては、現時点では、中学生の部活動については自主的な活動ととらえたいということで、強制的にということはお考えになっていらっしゃるということでございました。部活動につきましては個人競技のものをまずは立ち上げたいということのようでございます。あとは、その他にプラスバンドですとか、そういった部活動をまずはやってみて、あとは考えていきたいという御意向を伺ってございます。

○佐藤会長

ほかに、あと、ございませんか。

それでは、お諮りしたいわけですが、議案第1号について原案どおり、認可を相当とする旨答申することによろしゅうございますか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それでは、議案第1号の中学校の設置認可について、認可を相当とする旨、答申することについて

たします。

○佐藤会長

次に、議案第2号ですが、これは学校の収容定員に係る学則の変更についてであります。
事務局から説明をお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

資料は46ページをお開き願います。

議案第2号一関修紅高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請について御説明いたします。

今回の申請の概要でございますが、申請がなされた学校は、学校法人健康科学大学が設置いたします、一関修紅高等学校でございます。

変更の理由でございますが、同校では現在、普通科と生活教養科を設置しております。このうち生活教養科においては、時代の変化を受け、専門教育としての家庭学科に対するニーズが縮小傾向にあることを踏まえまして、その収容定員を減じ、その減員分を、普通科の中に新たに設置します「ライフデザインコース」の定員に充てようとするものでございます。

なお、収容定員を増やす場合の学則変更につきましては、原則として、いわゆる2段階審査を行っているところでございますが、今回の申請内容は、全日制課程における収容定員の枠内での定員調整であり、収容定員の総枠が増えるものではございませんので、1段階審査となるものでございます。

変更の時期でございますが、平成30年4月1日を予定しております。

次に変更の内容でございますが、普通科における定員・学級数については、現行の入学定員200人、5学級、総定員600人、15学級を、変更後におきましては入学定員240人、6学級、総定員を720人、18学級とするものでございます。

生活教養科におきましては、現行は入学定員40人、1学級、総定員120人、3学級でございますが、これを、平成30年度から生徒の募集を停止いたしまして、平成29年度に入学した生徒が卒業する平成31年度末をもって廃止の予定でございます。

なお、今回の変更認可申請の内容に関しましては、入学定員については平成30年度から、また、総定員については生活教養科が廃止された後の平成32年度から完全実施されるものでございます。

次に、教職員でございますが、校長のほか、設置基準上の必要数といたしましては、教頭又は副校長が1人以上、教諭等が18人以上、事務職員においては生徒数に応じ相当数とされてございます。

今回の申請における、平成32年度の教職員数は、校長1人、副校長が1人、教諭、助教諭及び講師を合わせた教諭等の数が、本務、兼務を合わせて37人、また、事務職員におきましても、本務、兼務合わせて5人の配置とされており、いずれも設置基準を満たすものでございます。

なお、生活教養科の教員につきましては、普通科の「ライフデザインコース」においても、引き続いて特色ある家庭科における専門科目を開講することから、現状どおり継続して雇用されるとのことでございます。

次に、47ページをお開き願います。

施設の概要でございますが、設置基準上、屋外運動場におきましては、収容定員に関わらず8,400㎡

以上、校舎にあっては収容定員に応じた面積以上とされておりますが、一関修紅高等学校の場合、校舎は面積基準の4,320㎡以上の要件を満たすものの、屋外運動場にあっては基準を下回る状況となっております。

高等学校の屋外運動場の面積に関しましては、高等学校設置基準第14条のただし書きに「体育館等の屋内運動施設を備えている場合、その他の教育上支障がない場合は、この限りでない」と規定されております。同校におきましては、昨年新設されましたばかりの体育館を有しておりますことから、設置基準を満たすものと考えてございます。

次に、収支予算でございますが、収入の部といたしまして、平成30年度は生徒納付金1億6,631万2千円、補助金収入2億3,500万円など、合計で7億9,292万3千円、平成31年度は生徒納付金1億7,023万6千円、補助金収入2億2,600万円など、合計で7億9,821万6千円を見込んでございます。

また、支出の部としましては、平成30年度は人件費2億3,283万円、教育管理費1億2,282万5千円など、合計で7億9,292万3千円、平成31年度は人件費2億3,529万円、教育管理費9,932万5千円など、合計で7億9,821万6千円を見込んでございます。

以上のことから、県といたしましては、一関修紅高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請につきましては、妥当な内容と考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤会長

事務局の説明に、質問なり御意見でもよろしいですが、どうぞ、御発言願います。

○今西委員

生活教養科の現在の実員をお聞かせいただきたいということと、屋外運動場が設置基準でいうと8,400㎡ということですが、ただし書きとして、体育館等屋内施設を備えている場合、その他教育上支障がない場合はこの限りでないと書いてありますけれど、屋内運動場が1,092、屋外運動場が5,711、足して8,400にはならないですけど、そこは全然関係ないのでしょうか。

○岡部私学・情報公開課長

1点目の生活教養科の在籍人数でございますが、今年度、定員120名に対しまして、52名いらっしゃいます。1学年から3学年までで52名がおります。

2つ目の「屋外運動場と屋内運動場を足しても」ということでございますが、教育上支障がない場合ということでございますので、そこについては特に数値的な要件はございません。体育館を拝見させていただきましたが、十分な運動を行えるスペースは確保されており、教育上支障がない場合と考えますので、この設置基準は満たすものと考えてございます。

○佐藤会長

ほかにございませんか。

○三上委員

今回のライフデザインコースの狙い、名前を改称するということが、ライフデザインコースとしたコンセプトというか、聞いていることがあれば、教えていただきたい。

○岡部私学・情報公開課長

先ほども御説明申し上げましたけれども、専門課程としての家庭科教育に対するニーズは少なくなってきたと学校ではとらえられているようでございます。先ほども御説明申し上げたとおり、入学者が定員の半数程度になっているということで、量的充足を図りながら教育の質的向上を図るのは、厳しい状況だというお話を伺ってございます。

ライフデザインコースとする狙いでございますけれど、普通科の中にコースを位置づけるということでもございまして、進学を希望されている生徒さん方へもきちんと対応していける、今まで専門課程の家庭科というところに授業時間数がありましたことから、一般教養が普通科コースよりも少ない状態でもございましたが、今度は、家庭科の部分も取り入れながら、一般教科も充実させていくというところで、高度な専門性を求めて上級学校へ進学する生徒の希望をかなえていきたいという狙いがあると伺ってございます。

○三上委員

ライフデザインとって、具体的な方向で変化するということはわかりますけれど、ライフデザインのコンセプトなので、今までの名前をただ変えただけではなくて、中身の部分のコンセプトというか、例えば大学などでは、ライフデザイン学科とかライフデザイン学部とかありまして、その課程の中に、広い意味での福祉的な要素も入れ込んでいるということをよく聞きます。今回の場合はそこまでということではなくて、いわゆる、時代にマッチした斬新な家庭科の学びもできるというようなところも強調されていますけれど、もしわかるのならと思って、質問したものです。

○岡部私学・情報公開課長

学校からは、新科目としてもリビングデザインという科目を取り入れていきたいということでございまして、アクティブラーニングを実践しながら、課題研究を進めるという力を養っていきたいというようなお話もいただいております。

○酒井委員

補足ですが、専門課程になりますと、専門科目の単位が決められていますので、幅がないということですね。その部分を取り払って、普通科の中で柔軟に対応するという意味があるのではないかなと思います。

○佐藤会長

ほかにございませんか。

これは教育課程というか、どういう履修を作るのかということを見ればわかるかと思いますが、

なんとなく、家庭科がそのまま残るような感じもしないわけではないですけどね。たぶん、その中には、履修する科目の中に、国語、数学、英語などに少し重きを置くとか、そういう形に変えていくということではないでしょうか。

○岡部私学・情報公開課長

そのようにお聞きしています。

○佐藤会長

ほかにございませんか。よろしいですか。

先ほどの、実態というか、実人員というか、今現在、学んでいる子供が半数以下ですよ。120 人に対して 52 人ですから。定員についてはいじっていないようですから、今度はそれをどのように確保していくかとか、そういうあたりですね。十分、地域の子供さんとか、学校側とか保護者の方のニーズを聞いていると思いますけれどね。その辺のことがちょっと心配ではあります。

ほかにございませんか。

もし、なければ、議案第 2 号の学校の収容定員に係る学則変更認可については、認可が相当だと答申することにしてよろしゅうございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それでは、議案第 2 号については、原案どおり、認可を相当とすることを答申するというようにしたいと思ひます。

○佐藤会長

3 目です。議案第 3 号の専修学校の目的変更認可についてですが、これについては、久保委員が理事長をされている学校法人コアトレースが運営する岩手公務員専門学校ということで、お伺ひしますが、私立学校審議会の委員は、自己の関係する学校又は学校法人に関する事件については、その議事の議決に加わることはできない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げないというようになっておりますので、議決そのものには久保委員は加わることはできません。

そこで、事務局から説明を受けまして、質問等があった時にはお答えすることもあるかと思ひますから、その後、意見交換のときに外していただきたいと思ひます。

では、事務局から説明を願ひます。

○岡部私学・情報公開課長

資料は 52 ページでございませんか。

議案第3号岩手公務員専門学校の目的の変更認可申請について御説明いたします。

学校法人コアトレースが設置します、岩手公務員専門学校において、同校の学則第1条で定める学校の目的に「医療機関での業務を通して、複雑化する医療社会に寄与できる医療人を養成すること」を加えるものとして、専修学校の目的の変更認可申請がなされたものでございます。

また、この目的の変更に伴いまして、学校の名称を岩手公務員専門学校から岩手公務員・医療・ビジネス専門学校に変更するとともに、商業実務分野にある既存学科内に、医療に係るコースを新設しようとするものであります。

この変更にあたりましては、同法人が設置いたします岩手公務員専門学校と盛岡社会福祉専門学校の組織構成の見直しを図り、全体の学習効果を向上させるとともに、入学者の増加に繋げようとするものです。

今回新設いたしますコースにつきましては、「設置する課程等」の変更後の表を御覧願います。総合学科内に2年制の医療ビジネスコースを設けるほか、教養学科に1年制の医療クラーク専修コース及びナースング専修コースを設置するものでございます。

なお、これらのコースは、盛岡社会福祉専門学校の商業実務分野の2年制の医療ビジネス学科の内容を基礎としているものです。

医療ビジネスコース2年制では、医療、福祉分野を含め、幅広い分野で活躍できるビジネス人材を育成いたします。医療クラーク専修コース1年制では、主に医療事務、歯科助手を、ナースング専修コース1年制では、医療事務、介護事務、看護助手として活躍できる人材の育成を行います。

なお、補足でございますが、今回の変更に伴い、盛岡社会福祉専門学校においては、商業実務分野にある医療ビジネス学科の廃止を予定しておりまして、平成30年4月入学生に係る生徒募集停止届は、既に提出されているところであります。加えまして、平成31年度より教育・社会福祉分野のみとなりますことから、来年度には、専修学校の目的の変更認可申請がなされる予定となっております。

次に、53ページをお開き願います。新設するコースの教員につきましては、盛岡社会福祉専門学校の医療ビジネス学科の教員を充てることとし、新規採用はないものと伺ってございます。

次に、校地校舎につきましては、現在使用しております敷地、建物でございまして、新設するコースの教室は、同じ建物内にある盛岡社会福祉専門学校の医療ビジネス学科で使用しております施設を活用するものでございます。

次に、収支予算でございますが、法人から提出された計画におきましては、平成30年度の収入の部は、学生生徒等納付金収入6,870万円、前受金収入2,825万円等となっており、支出の部では、人件費支出3,721万3千円、教育管理経費支出2,906万円等となっております。平成30年度においては、収支の合計がマイナス190万1千円となっておりますが、平成31年度以降におきまして、生徒数の増加に伴い、収支が改善されていく計画となっております。

なお、目的変更に係る申請内容につきましては、資料に記載のとおり、設置基準を満たしているものでございます。

県といたしましては、岩手公務員専門学校の目的変更認可については、認可相当と考えております。説明は以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

ただいまの事務局の説明に対し、御質問ありませんか。

皆さんから何か事務局に、あるいは久保委員がおられますから、質問はありませんか。

○今西委員

法人が設置する岩手公務員専門学校と社会福祉専門学校の組織構成を見直すとしているのですが、これはどのように考えたらいいのですか。どのように見直しされたのか分からないのですが。

○久保委員

盛岡社会福祉専門学校には、介護福祉科と医療ビジネス学科があります。しかし、校名が盛岡社会福祉専門学校なので、どうしてもビジネスの部分が隠れてしまうところがありまして、医療ビジネスがなかなか周知されない状況にあります。それで、岩手公務員専門学校を立ち上げますときに、本当はビジネスという言葉を入れたかったが、他の専門学校さんから似たような名前になるので、差し控えてほしいという申し出があり、岩手公務員専門学校という名前を付けました。しかし、岩手公務員専門学校というのは商業実務専門課程であり、盛岡社会福祉専門学校にある医療ビジネス学科も商業実務専門課程であることから、埋もれてしまっている医療ビジネスの部分を課程が同じなので、公務員のほうにそっくりそのまま持ってきて、公務員の校名も変更したいということです。

○佐藤会長

そうすると、盛岡社会福祉専門学校には介護だけが残るということになりますね。そして、医療の部分を新しいほうに持ってくると。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○佐藤会長

盛岡社会福祉専門学校の医療ビジネスのほうは、2年で何人なのですか。

○久保委員

40人定員なので、2年で80人になります。

○佐藤会長

それがそっくり、こちらに回ってくると。

○久保委員

そうです。

○佐藤会長

ほかにございませんか。

それでは、おそれいりますが、久保委員には少し席を外していただきます。

○久保委員

よろしくお願ひします。(退席)

○佐藤会長

それでは、この件について、御意見は何かございませんか。

よろしいですか。

もしよろしければお諮りいたしますが、議案どおり、認可を適當とする旨答申することとしてよろしゅうございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それでは、議案第3号につきましては、専修学校の目的変更認可について、認可を適當とする旨、答申するというにしたいと思ひます。

それでは、久保委員に席に戻られるようお願ひします。

(久保委員着席)

○佐藤会長

久保委員に御退席いただひておりましたけれども、今、岩手公務員専門学校の専修学校目的変更認可については、認可を適當とするということで答申することにいたしました。

○久保委員

ありがとうございます。

○佐藤会長

諮問事項はこの3つでしたので、報告事項に移りたいと思ひます。

5 報告事項

平成 28 年度第 3 回私立学校審議会の答申について

○佐藤会長

報告事項は 2 点ありますから、2 つ合わせて事務局から説明願います。

○岡部私学・情報公開課長

報告事項資料の 1 ページを御覧願います。

平成 28 年度第 3 回私立学校審議会答申に係る審議事項についてでございます。

この資料にありますとおり、本年 3 月に開催いたしました審議会において、御審議いただきました 1 の学校廃止認可、花巻たかき幼稚園について、平成 29 年 3 月 31 日付で認可いたしました。

また、2 の専修学校の目的変更認可、上野法律ビジネス専門学校につきましては、平成 29 年 3 月 21 日付けで認可させていただきましたので、御報告いたします。

続きまして、2 ページをお開き願います。

北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会の概要についてでございます。

資料にありますとおり、8 月 24 日に札幌市において平成 29 年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会が開催され、鷹嘴委員に御出席いただきました。

議題は資料に記載のとおりでございますが、11 月に開催されます、第 72 回全国私立学校審議会連合会総会に提出する議題を「私立学校の収容定員の遵守等について」とすることと決定されてございます。

また、次期開催県につきましては、新潟県となりましたことを御報告いたします。

○岡部私学・情報公開課長

全国審議会総会の開催月でございますが、11 月と申し上げましたが、10 月の誤りでございました。申し訳ございません。

○佐藤会長

ただいまの報告事項ですが、よろしいですね。鷹嘴委員、おつかれさまでした。

以上ですが、その他、事務局では何か用意されていますか。

○岡部私学・情報公開課長

事務局からは特にございません。

○佐藤会長

委員の皆さん、この際ですから何かございませんか。

なければ、本日の会議を閉じたいと思います。御協力ありがとうございました。